

胎児がある場合の相続税額の計算等

Q : 相続人となるべき胎児が、相続税の申告書を提出する日までに生まれていない場合の相続税額の計算はどのようになるのでしょうか？

A : 胎児がないものとして相続税額を計算することとされています。

【解説】

民法上、胎児は、相続については既に生まれたものとみなされ、相続能力を認められています。これは生きて生まれた場合に相続開始の時にさかのぼって相続能力が認められるものであって、胎児の状態にあるときは、いわば条件付きで相続権を認めているにすぎません。

そこで、相続税法上、胎児がいる場合における遺産に係る基礎控除額及び法定相続人の相続分は、その胎児がないものとした場合の相続人の数及び相続分を基として計算することとされています。

なお、相続税の申告書を提出した後に胎児が生きて生まれた場合には、相続人に異動が生ずることになり、それによって相続税額に異動が生ずることになりますが、胎児の出生によりすでに申告した課税価格および相続税額が過大となった人については、その胎児の出生を知った日の翌日から4ヵ月以内に更正の請求をすることができます。

また、胎児が生まれたものとする申告書の提出義務がなくなる場合は、胎児以外の相続人は、申請により胎児の出生した日後2ヵ月の範囲内で申告期限を延長できます。

